

小田原市墓地等の経営の許可等に関する条例等の一部改正について

1 改正の背景・目的

平成24年4月1日に県から市へ墓地等の経営許可等の権限が移譲され、本市では「小田原市墓地等の経営の許可等に関する条例」等を制定し、運用を開始しました。その後、大規模な墓地の計画が持ち上がる度に、近隣住民等から墓地建設の反対運動が起こり、市議会へ陳情書が提出されて採択されるなど、墓地等の経営許可申請者と近隣住民等との間で様々な問題を生じています。

これらの現状を踏まえ、本市では、墓地等の適正化及び市民生活における墓地等の周辺環境との調和を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的として、同条例等を本市の特性により整合したものへと改正する必要があると考え、小田原市墓地等の経営の許可等に関する条例等の一部を改正するものです。

2 改正の概要

(1) 「趣旨」を「目的」に変更 【条例】

条例等の目的を明確にするため、「趣旨」を「目的」に変更し、「墓地等の適正化及び市民生活における墓地等と周辺環境との調和を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とすること」を追記します。

(2) 経営主体を、市内に「主たる事務所」を有する宗教法人等に限定 【条例】

現在は、経営主体を、市内に「主たる事務所又は従たる事務所等」を有する宗教法人又は公益法人（以下「宗教法人等」という。）としています。より地域に根付いた宗教法人等に限定するため、市内に「主たる事務所」を有する宗教法人等のみに限定します。

(3) 市内に事務所を継続して有する期間の延長 【規則】

現在は、市内に事務所を継続して有する期間を3年以上としています。より地域に根付いた宗教活動を行っている宗教法人とするため、期間を5年以上に改正します。

(4) 費用の借入れ先を金融機関に限定 【条例】

いわゆる名義貸しを防止する観点から、営利企業等からの出資が行われにくいようにするため、費用を借り入れる場合は借入先を金融機関に限定します。

(5) 土地の所有を自己所有に限定 【条例】

現在は、墳墓が存する土地は自己所有地であることが条件ですが、墳墓以外の施設の存する土地は、自己所有でなくても、地上権設定を行うことで申請が可能となっています。それを、墓地経営の適正化を図るため、全ての土地が自己所有地であることに改正します。

(6) 焼骨を埋蔵する墓地等と、人が現に居住し又は使用している建物との距離 【規則】

現在は、焼骨を埋蔵する墓地等との距離については、学校・病院・福祉施設については110m以上としています。人が現に居住し、又は使用している建物については制限を設けていませんでした。

それを、墓地は半永続的な施設であり、無秩序、無計画な立地が、周辺居住環境や、近隣住民の生活に対して大きく影響を及ぼすことから、人が現に居住し、又は使用している建物についても、学校・病院・福祉施設と同様に、110m以上の距離制限を設けることに改正します。

なお、この規定は、既存の寺院等が墓地を拡張する場合で一定の要件を満たすときは、当該寺院等が古くから市街地の一部を構成するもので、現在の周辺環境を阻害しないと考えられるため、適用を除外します。

(7) 設置場所を、主たる事務所が存する境内地に隣接又は近接した場所に限定

【条例・審査基準】

墓地の設置場所については、これまで規制はありませんでしたが、古くから市街地の一部を構成してきた寺院等の境内地に隣接又は近接した場所であれば、現在の周辺環境を阻害しないと考えられるため、墓地の設置場所を主たる事務所が存する境内地に隣接又は近接した場所に限定します。

なお、この条項における近接とは、境内地から概ね110m以内の距離とします。

また、宗教活動を行う上で墓地を設置する必要があるが、既存の主たる事務所である寺院等に隣接・近接した場所に適した場所がないなど、やむを得ない事情があるものとして市長が認めるものについては、適用を除外することとします。

(8) 設置しなければならない駐車場の区画数の増加 【規則】

現在は、駐車場の区画数は、墳墓の数の4%以上としています。墓参シーズンには、1区画で複数の家族が墓地に来ることも想定されます。

そこで、区画数を増加させるため、敷地面積が1万㎡以下のものについては墳墓の区画数の8%以上、1万㎡以上のものについては墳墓の区画数の10%以上に修正します。

なお、駐車場区画数のうち1%以上は、車椅子利用者に配慮したものにします。

(9) 審査するに当たり考慮する事項を追記【審査基準】

墓地の経営許可の審査に当たっては、従前から平成12年12月6日付厚生省通知「墓地経営・管理の指針等について」を参考としてきましたが、そのことを明確にするため、審査基準の趣旨に、審査に当たり考慮する事項として『平成12年12月6日付厚生省通知「墓地経営・管理の指針等について」を参考とし、墓地等の経営の永続性、安定性、非営利性、周辺環境との調和、公衆衛生、その他の公共の福祉を考慮すること』を追記します。

3 適用年月日等

【条例・審査基準】

公布・公表 平成 28 年 12 月下旬（予定）

施行 平成 29 年 4 月 1 日（予定）

【規則】

公布 平成 28 年 11 月上旬（予定）

施行 平成 29 年 1 月 1 日（予定）